

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(母子生活支援施設の長の資格等) 第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のい ずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指 定する者が行う母子生活支援施設の運営に關 し必要な知識を習得させるための研修を受け た者であって、人格が高潔で識見が高く、母子 生活支援施設を適切に運営する能力を有する ものでなければならない。 (1)～(2) 省略 <u>(3) こども家庭ソーシャルワーカー(児童福 祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5 条の2の8に規定するこども家庭ソーシャル ワーカーをいう。次条第5号において同じ。)</u> の資格を有する者 (4) 省略 (5) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能 力を有すると認める者であって、次に掲げる 期間の合計が3年以上であるもの又はこども 家庭庁長官が指定する講習会の過程を修了 したもの ア～ウ 省略 2 省略 (母子支援員の資格) 第28条 母子支援員は、次の各号のいづれかに該 当する者でなければならない。 (1)～(4) 省略 <u>(5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を 有する者</u> <u>(6) 省略</u>	(母子生活支援施設の長の資格等) 第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のい ずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指 定する者が行う母子生活支援施設の運営に關 し必要な知識を習得させるための研修を受け た者であって、人格が高潔で識見が高く、母子 生活支援施設を適切に運営する能力を有する ものでなければならない。 (1)～(2) 省略  <u>(3) 省略</u> <u>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能 力を有すると認める者であって、次に掲げる 期間の合計が3年以上であるもの又はこども 家庭庁長官が指定する講習会の過程を修了 したもの</u> ア～ウ 省略 2 省略 (母子支援員の資格) 第28条 母子支援員は、次の各号のいづれかに該 当する者でなければならない。 (1)～(4) 省略 <u>(5) 省略</u>